

## 第16回 武断政治から文治政治へ

### 1. 文治政治への移行期

3代将軍家光の「寛文の治」とよばれた政治では、老中松平信綱らが仕え、武力による支配が行われていた。しかし、3代将軍までの武断政治の徹底によって、大名の改易・転封がくり返されたために、牢人の数は40万人ほどとなった。そのために、牢人の不満が増加し、ついに反乱が計画されるまでになった。1651年の**慶安の変**がそれである。主謀者の由井正雪は兵学者で、仲間の丸橋忠弥と共に2000人程度の牢人たちが、江戸・駿府・上方で一斉蜂起する計画だったが、密告により計画は失敗した。

また、翌年にも牢人戸次（別木）庄左衛門が反乱を計画し、老中を暗殺しようとしたが、失敗した（承応の変）。

彼ら牢人とは別に、出世を阻まれた旗本たちの中には、「かぶき者」や「旗本奴<sup>やっこ</sup>」とよばれる異様な姿をして町人と喧嘩する者も現れた。「旗本奴」の代表者としての水野十郎左衛門と「町奴」の代表、幡随院長兵衛<sup>ぼんずいんちやうべい</sup>の争いは、芝居でも演じられるほど有名な話である。

### 2. 4代将軍家綱

このような治安の乱れが問題になった1651年、11歳の家綱が4代将軍に就任した。時の老中は松平信綱であったが、幼い将軍が誕生したことで、危機感を抱いた幕府は、牢人対策として、大名の改易を緩めるために、**末期養子の禁を緩和**した。末期養子とは、「急養子」ともいい、跡継ぎのない大名が、死の直前、急に養子を決めることである。幕府は当初これを認めず、大名の断絶が後を立たなかった。そこで、この取り決めに緩和し、50歳以下17歳以上の者が末期養子をするのを認め、17歳以下でも検討した上で許可することがあるとした。

また、戦国大名の遺風であった大名から人質を取る制度（**大名証人制**）を1665年に廃止した。なお、大名の妻子を江戸に在住させることと、証人制とは別のことである。そしてもう一つの戦国時代の遺風である**殉死も禁止**した。これは、従来の主君と家臣との個人的結びつきを改め、主君の家（将軍家ないし大名家）と家臣の家との関係に変えることを意味している。1663年には、幕府は殉死した場合には厳罰を課せると決めている。この2つの決定を総称して**寛文の二大美事**という。

ところで、家綱の政治は、初期には家綱のおじ保科正之と老中松平信綱が補佐して行われたが、後には「下馬将軍」とあだなされた大老酒井忠清が補佐した。家綱の時代には、今述べたような政策だけでなく、枳の統一、寛永通宝の大量鑄造などが実施されている。また、1657年には江戸の約50%が焼失した**明暦の大火**が発生した。この時は江戸城も焼けている。火元は本妙寺で、火事によって約10万人が焼死したとされる。そのため、死者の

供養のために回向院が作られ、火除地<sup>ひよけち</sup>という空き地が設けられた。

### 3. 初期藩政改革

4代家綱の政治は、儒学を政治の理想とする文治政治のはじまりであった。将軍が儒学を重視する姿勢をとったので、各藩でも儒学が重視されるようになった。保科正之の会津藩では、山崎闇齋が登用され、藩学が作られた。岡山の池田光政は、熊沢蕃山を登用し、藩学花鳥教場、郷学閑谷学校を作った。水戸の徳川光圀は明からの亡命者朱舜水を招き、金沢の前田綱紀も木下順庵を招き、学問を盛んにした。

### 4. 5代将軍綱吉

◆綱吉がまず手がけなければならなかった課題は、4代家綱までにはなかった直系以外からの将軍職に伴う権力機構の整備であった。その点で堀田正俊が大老に任じられたことは、初期の綱吉政権を支える人物を得たことを示すが、その堀田が、若年寄の稲葉正休に殺害されたことで、将軍専制の導入につながってしまった。

保科正之が引退した後、大老酒井忠清が権勢をほしいままにしたが、家綱の弟、綱吉が5代将軍に就任すると一時期政治は一変した。綱吉は、儒学者木下順庵を登用すると共に、林羅山の孫、林信篤を大学頭に任じ、儒学を基本とする文治政治を実行するだけでなく、大老に堀田正俊を任命し、大名の改易・転封を実施した。この時期、将軍の権威は高まり、専制政治が実行された（天和の治）。

こうして幕政はしばらく緊張したが、側用人柳沢吉保が、綱吉の個人的信任を得て幕政を左右するようになると、政治は次第に乱れはじめた。いわゆる元禄の悪政のはじまりである。吉保は、江戸に六義園<sup>りくぎえん</sup>を作った人物でもあるが、社会を混乱させた責任の一端は、吉保にもあるというべきであろう。

将軍綱吉は、確かに好学の人で、自らも儒学を講義したほどであるから、儒学を重視する姿勢は顕著である。1690年、上野忍ヶ岡にあった林家の文庫を湯島に移し、林信篤を大学頭に任じた。さらに、前後するが、1684年には天文方を設け、安井算哲＝渋川春海を任じた。春海は、貞享暦を作成したことで知られている。天文方を設置したことは、従来京都で土御門家が作成していた暦をやめて幕府主導に変えたことを示している。さらに、1789年には歌学方を設け、北村季吟が任じられ、歌書の研究が進められた。

綱吉は、仏教の信仰も厚く、生母桂昌院<sup>けいしょういん</sup>の帰依もあって、多くの寺院の建立・修築を行っている。上野の寛永寺本堂、護国寺の造営、東大寺の再建（1709年に再建）などがそれである。さらに、儀式や朝廷との関係改善に努めている。1684年、綱吉は、服忌令を発し、近親者に死者があった時に喪に服することや、忌引きする日数を定めた命令を出した。朝廷

との関係では、1687年、実に220年ぶりに**大嘗祭**が実施された。1694年には、192年ぶりに**賀茂葵祭**が再興された。

だが、こうした政策が極端に進められると政治は混乱する。その代表例が**生類憐みの令**である。護国寺の僧が、実子ができない綱吉に、「実子が誕生しないのは、前世の報いだ」と述べたことから発せられたとされるこの命令は、当初、鷹狩りを廃止させる動物愛護令に過ぎなかったが、1687年以後極端なものとなっていった。特に、成年生まれの綱吉の犬保護は格別で、幕府は四谷と大久保に2万5000坪、中野に16万坪の犬の管理所を作り、4万8700匹余りの犬を収容し、犬一頭当たり白米3合、味噌50もんめ匁、干鰯1合ずつを与えたとされる。但し、この法令によって、野良犬が子どもを噛むという事件が減少したこと、庶民の重要な肉であった犬を食べる習慣をなくすことになった。

#### ◆犬を食べる習慣について

高校や予備校の授業では、多分、この食犬の習慣があったことは、習っているはずだと思いますが、意外にこの点に触れずにすませている場合も多いようです。ですから、大学で私がそのことを話すと、「へ～！」という反応をする学生も結構います。参考書にも、「かつて江戸では武家も町方も、下々の食べ物として犬にまさるものはなく、特に冬場は犬をみかけしだいに殺して食べたという（大道寺友山『落穂集』）」（『詳説日本史研究』山川出版、261頁）と記してあります。もちろん小学校や中学でこのことに触れても構わないと私は思っています。つまり、近代ないし現代の日本人からすれば、犬を食べることはタブーでしょうが、綱吉政権が生類憐みの令を発し、定着するまでは、日本人も犬を食べていたことは事実です。考古学の発掘例でも証明されていることも合わせて紹介できると思います、今の私たちの感覚や習慣を絶対視することは危険です。アジア諸国では、ごく普通に犬を肉屋で売っています。韓国では少なくともソウルオリンピックまでは売られていましたし、私が行っているベトナムでも、犬・猫・牛・豚の絵が描かれた肉屋の看板があり、犬の肉が食べられていることがわかります。こうした食習慣の違いは、事の是非や善悪とは異なることであって、それぞれの国の食習慣の違いであり、文化や経済発展とは違うことを理解させないと、国際理解・異文化理解などできません。少し時間をとって、食文化史を学ぶことも教える側にとれば必要なことかも知れませんね。

以上の政策の実行は莫大な費用がかかった。すでに、この時期には幕領からの収入は次第に減少をはじめ、75万両余りとなっていたが、綱吉の政策実行により、支出は140万両にまで増加した。収入減少の理由は、①鉱山の産出量の減少、②「鎖国」による貿易収入の減少、③明暦の大火により江戸復興費がかかったことなどであり、こうした収入減にもかかわらず、莫大な費用がかかる政策を綱吉が実施していったため、幕府財政は破綻してしまった。そこで、財政再建策が考えられるわけであるが、根本的な解決には至らなかった。勘定吟味役（後に勘定奉行）**荻原重秀**が貨幣改鑄を献策する。1695年、改鑄は実施され、**元禄金銀**が発行された。これは、金1400万両・銀40万両を改鑄し、総計4500万両の収益（出目）をあげた。また、十文の大錢（錢貨）も作られた。貨幣改鑄は、当然貨幣

価値の低下を生じ、物価が上昇するインフレーションを引き起こした。

政治・経済の混乱に加えて、社会の混乱も起きていった。1701年、江戸城中で、赤穂藩主浅野長矩が高家（幕府の儀礼を司る旗本）の吉良義央を傷つける事件が発生し、翌年、浅野家の元家臣が吉良を殺害した**赤穂事件**が起きた。事件は、江戸の庶民の関心をよび、後にこの事件を題材に『仮名手本忠臣蔵』が作られたほどであった。

さらに、1707年にはまず、10月4日、マグネチュード8.4の宝永地震が起これ、11月25日には富士山が爆発し、周辺の国々に大被害をもたらした。幕府はそのため全国に「諸国高役金」を要請し、高100石につき2両の割で徴収し、約49万両を集めた。

## 5. 正徳の治

綱吉の死後、甥の甲府藩主家宣が6代将軍に、その子家継が7代将軍に就任した。この2代の将軍の政治を担ったのは側用人の**間部詮房**と侍講の**新井白石**であった。彼らは、前将軍の行き過ぎた政治を中止した。1709年、生類憐みの令を廃止し、違反者8800人余りの大赦を実施した。また、貨幣についても1710年、金銀の改鑄（宝永の改鑄）を行い、重さは半分になったが、品位は慶長金銀並みのもの回復させた乾字金＝**宝永金銀**を鑄造した。ただ、この宝永金銀は、未だ勘定奉行荻原重秀在任中のものであり、貨幣も品位は高まったが、市中では1両は2分としてしか通用せず、物価騰貴を固定化したに過ぎなかった。そこで、1712年、荻原重秀を罷免し、再び勘定吟味役を置いた上で、1714年、重さ・品位とも慶長金銀に戻した正徳金銀を発行した。だが、新旧貨幣の交換比率に問題があり、経済はかえって混乱した。

白石は、儀式・官位の整備を実施した。この点では綱吉の政策を継承している。1710年、幕府と朝廷の融和をはかるため、閑院宮家を創設した。当時、親王家（宮家）は、伏見・有栖川・京極の3家しかなく、皇太子や親王嫡流以外は僧侶になるのが普通だった（宮門跡）。というのも、朝廷に財力がなかったからである。白石じゃ家宣にこのことを訴え、東山天皇の第八子、秀宮直仁親王に**1000石**の領地を与えた。これによって閑院宮家は興された。

さらに、従来から問題になっていた朝鮮通信使の待遇簡素化を実行した。通信使は例えば、堺での1泊の費用は、2～3万両といわれ、莫大な費用が必要だったが、これを簡素化したのである。また、幕府から朝鮮に送る国書に「**日本国大君**」とあったのを「**日本国王**」と改めさせ、将軍の最高権力者としての地位を対外的に示そうとした。朝鮮側は、日本が中国を中心とする冊封体制に加わっていないので「**日本国大君**」としていたのだが、白石は、「大君」は臣下の職だとして「**日本国王**」に改めさせたのである。しかし、こうしたやり方に批判がなかったわけではない。白石と同じく木下順庵門下の**雨森芳洲**は、対馬藩で外交に携わっていた関係で、貿易に支障があると考え、白石を批判した。もともと、このよび方は、8代将軍吉宗の時に元に戻されている。

また、1715年、**海舶互市新令**（海舶互市とは貿易のことを意味する）が出された。すでに1685年、定高仕法が出され、オランダとは銀3000貫、中国とは銀6000貫までの範囲で貿易を行うこととなっていたが、これを受けてオランダとは、船2隻・銀3000貫（うち銅150万斤）、中国船とは船30隻・銀6000貫（うち銅300万斤）の範囲で貿易することとした。つまり、金銀の海外流出防止がねらいであった。

こうした白石を中心とする時期の政治を**正徳の治**というが、儒教的な理想主義に傾いた政治は、現実と食い違うことが多く、政治は停滞し、譜代大名や幕臣の抵抗も強まった。